

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0174300038号)

デイサービスセンター ハイツ・野いちご  
通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業  
重要事項説明書

基本理念

『その人がその人らしく』

当事業所はご契約者に対して通所介護(以下「指定通所介護」という。)・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス(以下「第一号通所サービス」という。)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 浜中福社会
- (2) 法人所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地
- (3) 電話番号 0153-65-3100
- (4) 代表者氏名 理事長 安藤 義幸
- (5) 設立年月 平成 7年 3月 28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定 北海道 0174300038号
- (2) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造屋根平屋建て地上1階
- (3) 建物の延べ床面積 3,119.68㎡(うちデイサービス 408.51㎡)

※当事業所は特別養護老人ホームハイツ・野いちごに併設されています。

(4) 事業所の目的

要介護・要支援状態にある方に対し、介護保険法令に従いご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。

- (5) 事業所の名称 デイサービスセンター ハイツ・野いちご
- (6) 事業所の所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地
- (7) 電話番号 0153-65-3100 FAX 0153-65-2738
- (8) 事業所長(管理者) 氏名 大橋 務

(9) 当事業所の運営方針

当事業所は、利用者の心身の状態また置かれている環境に対応した適正な通所介護サービスを提供し、可能な限り自立した日常生活を営むよう支援するとともに、家庭介護の負担軽減を図るものとする。

(10) 開設年月 平成8年4月1日

(11) 通常の事業の実施地域 浜中町、根室市厚床及び厚岸トライベツの区域内とする

(12) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日までとする。祝祭日及び12月29日～1月3日は除く
営業時間	8:20～17:10
サービス提供時間	10:00～15:15

(13) 利用定員 30人

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護・第一号通所サービスのサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### 〈配置職員の職種〉

介護職員：ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員：ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員：主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の医療、健康相談支援もを行います。

機能訓練指導員：ご契約者の機能訓練を担当します。機能訓練指導員は、看護職員が兼務します。

#### 〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1(兼務)	1名(兼務可)
2. 介護職員	5	4名
3. 生活相談員	2(兼務)	1名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員	1(兼務)	1名(兼務可)
6. 介護支援専門員		
7. 栄養士	1(兼務)	1名(兼務可)

\*常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8:20～17:10
2. 看護職員	勤務時間：8:20～17:10
3. 機能訓練指導員	随時(看護職員が兼務)

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

○介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

##### 〈サービスの概要〉

###### (1) 食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12:00~12:45

###### (2) 入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。ご契約者の状況に合わせ介助を行います。

###### (3) 排泄

ご契約者の排せつの介助を行います。

###### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するための訓練を実施します。

##### 〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第4条及び別紙1、別紙2参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

- (1) サービス利用料金は市町村より発行される介護保険負担割合証で、利用者の負担割合により、1割、2割、3割の支払い額が決定します。
- (2) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (3) ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(別紙1、別紙2参照)
- (4) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- (5) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## 〈サービスの概要と利用料金〉

### (1) 食事

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。料金:1回あたり500円

### (2) レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金として材料代等の実費をいただきます。

### (3) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。(1枚15円)

### (4) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代その他:実費(例 尿とりパッド1枚につき25円)※持ち込み可

### (5) ご契約者の希望により介護報酬設定上通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合の時間延長サービス有り

\*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明いたします。

### (6) 利用料金のお支払い方法(契約書第4条参照)

前記、(1)、(2)の料金・費用は、1月ごとに計算し請求しますので、利用翌月の20日までに納入して下さい。

ア、窓口での現金払い
イ、下記指定口座への振り込み 大地みらい信用金庫 浜中支店 普通預金 0996587
ウ、下記口座からの引落し 大地みらい信用金庫 浜中支店

### (7) 利用の中止・変更・追加(契約書第4条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合サービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として、当日の利用料金の10%(自己負担相当額)をお支払いいただく場合があります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 要支援1・2のご契約者の場合も、同じ扱いとなります。

## 5.高齢者虐待防止について

社会福祉法人浜中福祉会は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者	施設長 大橋 務
-----------	----------

- (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的開催し、虐待防止策に関し、その実態把握と改善について協議し、その会議録を記録する。結果は職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、職員又は介護者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 6.身体拘束について

原則としてご利用者に対しての身体拘束を廃止しております。身体拘束廃止に向けての基本的な考え方として、ご利用者の安全を身体拘束によって図るものではなく、介護のマネジメント過程において事故の防止対策を尽くすことを目標としています。ただし、自傷他害等のおそれがある場合や、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶなどの「緊急止むを得ない場合」には、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

「緊急止むを得ない場合」の対応として身体拘束を行う場合には、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性

身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

- (3) 一時性

ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、介護職等個人ではなく、身体拘束廃止委員会の同意を必要とする。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 7.特定個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 社会福祉法人浜中福祉会は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 社会福祉法人浜中福祉会が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

## 8.BCP 業務継続計画について

社会福祉法人浜中福祉会は、自然災害や感染症、事故等のあらゆる危機に対し、ご利用者と職員の生命及び健康、安全を守り、サービス提供を継続するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. 苦情の受付について(契約書第13条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口(担当者)

通所介護支援課 通所介護支援係長 伊藤 美枝

#### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日

(但し、祝祭日及び12月29日～1月3日は除く)8:20～17:10

電話番号 0153-65-3100 FAX0153-65-2738

#### ○苦情解決委員に直接申し出ることもできます。

佐々木 栄 浜中町茶内若葉2丁目10番地 電話番号0153-65-2715

佐藤 清勝 浜中町茶内橋北東54番地 電話番号0153-65-2274

三膳 時子 浜中町霧多布西4条1丁目17番地 電話番号0153-65-2274

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

浜中町役場 介護保険担当課	所在地 浜中町湯沸445番地 電話番号 0153-62-2319 FAX 0153-62-3049 受付時間 8:30～17:00
北海道国民健康 保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 受付時間 9:00～16:00

## 10. 第三者評価の実施状況

第三者による評価は実施していません。

## 11. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に容体の変化、事故等の緊急時及び事故発生時には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等の緊急連絡先及び居宅介護支援事業所に速やかに連絡いたします。

(1) 指定通所介護事業所は、ご契約者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族等の緊急連絡先及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2) 指定通所介護事業所は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(3) 指定通所介護事業所は、ご契約者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 指定通所介護事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

緊急連絡先 ①	
氏名:	続柄:
住所:	電話番号:

緊急連絡先 ②	
氏名:	続柄:
住所:	電話番号:

令和 年 月 日

指定通所介護・第一号通所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター ハイツ・野いちご

説明者職名 通所介護支援課 通所介護支援係 係長 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・第一号通所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<p>※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。</p>
--